

第1節 国際テロリズム・地域紛争などの動向

1 ■ 全般

グローバルな安全保障環境においては、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体に影響を及ぼす不安定要因として拡大するリスクが増大している。

近年、世界各地で発生している紛争の性格は必ずしも一様ではない。紛争は、民族、宗教、領土、資源などの問題に起因して発生するほか、気候変動のような地球規模の問題の影響が紛争の要因になるという指摘もある¹。また、政権交代にともなう政治的混乱が部族間や宗派間、党派間の対立を招くとともに、こうした対立が、経済・社会格差や高い失業率に対する国民の不満を背景に長期化する例もみられる。そして、紛争に伴い発生した人権侵害、難民、飢餓、貧困などが、紛争当事国にとどまらず、より広い範囲に影響を及ぼす場合がある。また、統治能力の弱い国家においては、感染症の爆発的な流行・拡散などのリスクへの対処が難しくなる。

さらに、中東・アフリカにおいては、政情が不安定で統治能力が弱い国家において、国家統治の空白地域がアル・カーイダやISILをはじめとする国際テロ組織の活動の温床となる例も顕著にみられる。そして、国境管理が十分に行われていないことを利用して、組織の要員、武器、資金源となる麻薬などを獲得しつつ、国境を越えて活動を拡大・活発化させている。また、拠点から遠く離れた地域においてテロを実行する能力を持つ組織も存在しており、引き続き国際社会にとって差し迫った安全保障上の課題となっている。

加えて、欧米などの先進国においては、社会からの疎外感、差別、貧困、格差などへの不満から、若者が国際テロ組織の唱える過激思想に共感を抱き、戦闘員などとして国際テロ組織の活動に参加するほか、自国においていわゆる「ホーム・グロウン型」のテロ活動を行う事例が増えている。

わが国との関係でも、15（平成27）年初頭、シリアにおける邦人殺害テロ事件において、ISILは日本人をテロの対象とする旨を明確に宣言した。また同年10月のバングラデシュ邦人殺害事件においても、ISILが犯行声明を発出し、その後機関誌において同事件に言及した上で、日本人を攻撃対象に挙げている。邦人7名が死亡した16（平成28）年7月のバングラデシュ・ダッカにおけるレストラン襲撃テロ事件も踏まえれば、国際テロの

KEY WORD

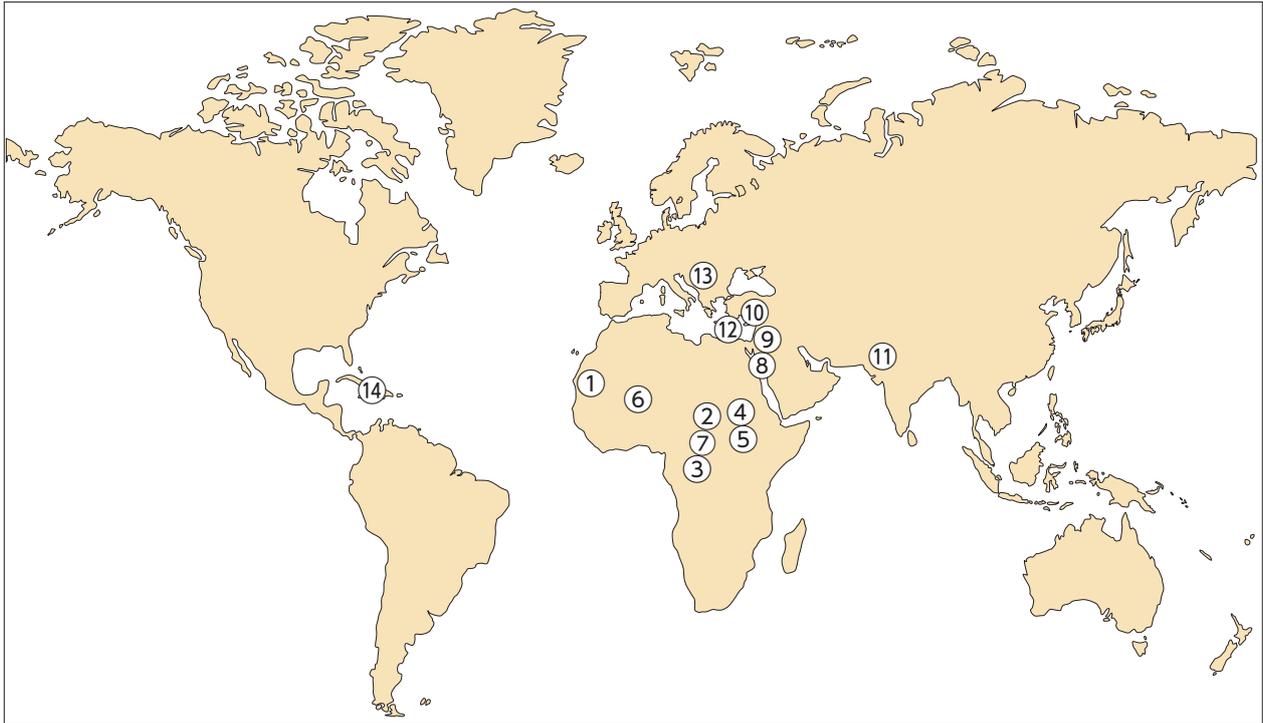
「ホーム・グロウン型」及び「ローン・ウルフ型」のテロとは

欧米諸国では、アル・カーイダやISILの唱える過激思想に感化されて過激化し、居住国でテロを実行するいわゆる「ホーム・グロウン型」のテロが脅威となっており、特に、自国民がイラクやシリアといった紛争地域で戦闘訓練や実戦経験を積み、過激な思想を吹き込まれ、本国に帰国した後にテロを実行することが懸念されている。

また、近年では、アル・カーイダやISILなどのテロ組織との正式な関係はないものの、インターネットなどの情報により自ら過激化した個人や団体が単独又は少人数でテロを計画し実行主体となる「ローン・ウルフ型」テロも、事前の兆候の把握や未然防止が困難なため、脅威として認識されている。

¹ 14（平成26）年3月に米国防省が公表した「4年ごとの国防計画の見直し」（QDR：Quadrennial Defense Review）では、気候変動が将来の安全保障環境を形成するうえで重要な要因の一つとしており、水不足や食糧価格の高騰などを引き起こすことで不安定な状態や紛争を加速させようとしている。

図表 I -3-1-1 国連平和維持活動一覧



(注) 国連による(2018年5月末現在)

アフリカ

	ミッション名	設立
①	国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	1991.4
②	ダルフル国連・アフリカ連合同ミッション (UNAMID)	2007.7
③	国連コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO)	2010.7
④	国連アビエ暫定治安部隊 (UNISFA)	2011.6
⑤	国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS)	2011.7
⑥	国連マリ多面的統合安定化ミッション (MINUSMA)	2013.4
⑦	国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション (MINUSCA)	2014.4

中東

	ミッション名	設立
⑧	国連休戦監視機構 (UNTSO)	1948.5
⑨	国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	1974.6
⑩	国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	1978.3

アジア

	ミッション名	設立
⑪	国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	1949.1

欧州

	ミッション名	設立
⑫	国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	1964.3
⑬	国連コンボ暫定行政ミッション (UNMIK)	1999.6

米州

	ミッション名	設立
⑭	国連ハイチ司法支援ミッション (MINUJUSTH)	2017.10

脅威に対しては、わが国自身の問題として正面から捉えなければならない状況となっている²。

このような複雑で多様な不安定要因に対し、国際社会がそれぞれの性格に応じた国際的枠組みや関与のあり方を検討し、適切な対処を模索することがより重要となっている。こうした中、近年国連PKO³の任務は、停戦や軍の撤退などの監視といった伝統的な任務に加え、武装解除の監視、治安部門の改革、選挙や行政監視、難民帰還などの人道支援など、文民や警察の活動を含む幅広い分野にわたっており、特に文民保護や平和構築などの任務の重要性が増している。

Q参照 図表 I -3-1-1 (国連平和維持活動一覧)

また、国連PKOの枠組みのみならず、国連安保理に授権された多国籍軍や地域機構などが、紛争予防・平和維持・平和構築に取り組む例もみら

れる。アフリカにおいては、アフリカ連合 (AU)⁴ African Union などの地域機構が国連安保理決議に基づいて活動を行い、その後、国連PKOが権限を引き継ぐ例もある。また、アフリカ各国の自助努力を促すという長期的観点から、現地の統治機関の強化や軍・治安機関の能力向上のため、国際社会は助言や訓練支援、装備品供与などの取組を行っている。

国際テロ対策に関しては、国際テロの脅威の拡散傾向に拍車がかかっており、その実行主体も多様化し、テロの防止がますます困難となっていることから、テロ対策における国際的な協力の重要性がさらに高まっている。現在、軍事的な手段のほか、テロ組織の資金源の遮断やテロリストの国際的な移動の防止⁵など、国際社会全体として様々な取組が行われている。

2 ■ 国際テロリズムをめぐる動向

1 ISIL系国際テロ組織の動向

(1) イラク・シリアにおける活動

ISILは地域における従来の国家による統治体制を真っ向から否定し、独自のイスラム法解釈に基づくカリフ制国家の建設やスンニ派教徒の保護などを組織目標としている。

ISILは、11 (平成23) 年にシリアで政府軍と反体制派の衝突が発生し、情勢が不安定化したことを利用して、13 (平成25) 年以降、同国内で勢力を拡大させた。そして、14 (平成26) 年1月以降イラク北部に侵攻し、同年6月には、イラク第2の都市モースルを制圧した。これを受けて ISIL

は、指導者バグダーディーを「カリフ」⁶とする「イスラム国」の樹立を一方向的に宣言し、整備された組織機構や独自通貨の発行などを通じて、イラクとシリアにまたがる一定の領域を事実上支配した。

ISILには、旧イラク政府要員や旧イラク軍の将兵のほか、ISILの呼びかけに応じてイラク及びシリアの国外から両国に移住した外国人戦闘員などが参加している。ISILは高度な広報戦略により、ソーシャル・メディアなどのサイバー空間を活用して、組織の宣伝や戦闘員の勧誘、テロの呼びかけのための巧みな広報活動を実施してきた。その結果、多数の支持者を獲得したとみられ、実際にイラク、シリアに渡航した外国人戦闘員は4万人

2 15 (平成27) 年2月に発行されたISIL機関誌「ダービク」第7号では、シリアにおける邦人2名の殺害についての記述があり、改めて日本人及びその権益を標的としたテロを呼びかけ、さらに、第11号 (15 (平成27) 年9月発行) において、ボスニア、マレーシア及びインドネシアに所在する日本の外交使節を標的にしたテロ攻撃を呼びかけている。また、第12号 (15 (平成27) 年11月発行) ではバングラデシュにおける邦人殺害事件についての記述があり、日本国民及び国益が攻撃対象であると改めて警告している。

3 18 (平成30) 年4月末現在、全世界で14の国連PKOが設立されている (124か国、約8万9,905人の軍事・警察要員 (同日現在) と、約1万2,830人の文民要員 (17 (平成29) 年8月末現在) が国連PKOに参加している)。このうち、10の国連PKOが中東・アフリカ地域に設立されている。(図表 I -3-1-1 参照)

4 アフリカ55か国・地域が加盟する世界最大級の地域機構。02 (平成14) 年7月、「アフリカ統一機構」(OAU: Organisation of African Unity) (1963 (昭和38) 年5月設立) が発展改組されて発足した。活動目的は、アフリカ諸国・諸国民間の一層の統一性・連帯の達成、アフリカの政治的・経済的・社会的統合の加速化、アフリカの平和・安全保障・安定の促進など。17 (平成29) 年1月、アフリカで唯一非加盟だったモロッコの加盟がAU総会で承認された。

5 14 (平成26) 年9月、国連安保理は、テロ行為の実行を目的とした渡航を国内法で犯罪とすることなどを求めた、外国人テロ戦闘員問題に関する決議第2178号を採択した。同決議では、テロ行為への参加の目的で自国領域内に入国又は通過しようとしていると信じるに足りる合理的な根拠を示す信頼性の高い情報を有する場合、当該個人の領域内への入国又は通過を阻止することを義務づけるなどの措置を含んでいる。また、15 (平成27) 年6月にドイツで開催されたG7首脳会議でも、テロリストの資産凍結に関する既存の国際的枠組みを効果的に履行するとのコミットメントが再確認されている。

6 アラビア語で「後継者」を意味する。預言者ムハンマド没後、イスラム共同体を率いる者に対して用いられ、その後ウマイヤ朝やアッバース朝などいくつかの世襲王朝君主がこの称号を用いた。



イラクにてIEDの処理方法に関する訓練を行う米海兵隊員
【米海兵隊提供】

以上へのぼるとの指摘がある。

武器や弾薬などの入手方法については、ISILは密輸ネットワークを活用するほか、略奪なども行っているとみられる。特に、14（平成26）年前半にイラク北部に侵攻した際には、占領したイラク軍の施設などから各種装備を奪取した。さらに、武器の製造や改良にも着手していると指摘されている。ISILは、合法的取引を通じて入手した化学物質などからIEDを製造し、自爆攻撃などに利用しているとの指摘がなされている⁷。また、手りゅう弾などを搭載できるように小型商用無人機を改良し、爆薬を投下して敵車両などを攻撃するといった戦術も確認されている⁸。

なお、無人機の活用については、モースルなどにおける戦闘において、無人機で撮影した動画を活用して自爆攻撃用の車両を巧みに誘導し、被害の拡大を図っていたとの指摘がなされている⁹。ISILは最近の戦闘においてこうした新たな戦術を活用しているとみられる。

(2) 対ISIL軍事作戦の進展とISILの現状

14（平成26）年1月以降のISILの勢力拡大を

受け、米国が主導する有志連合軍は、同年8月以降イラクにおいて、また同年9月以降はシリアにおいても空爆を実施している¹⁰。また有志連合軍は、現地勢力に対する教育・訓練や武器供与、特殊部隊による人質救出などにも従事している。

イラクにおいては、イラク治安部隊（イラク軍の他、準軍隊や警察を含む）やクルディスタン地域政府の軍事組織「ペシュメルガ」が有志連合と連携し、キルクーク¹¹、ラマーディ¹²、ファールージャなど、ISILからの国内要衝都市の奪還を進めてきた。特に、イラク治安部隊は17（平成29）年7月、ISILの勢力拡大の象徴として重要であったモースルを制圧した。その後も、タルアファル、ハウィジャ、カーイム、ラーワなど、イラク北部や西部において残存していたISILの拠点を制圧し、同年12月、イラク政府はイラク全土をISILから解放したと宣言した。

一方シリアでは、有志連合による空爆に加え、現地のクルド人勢力とアラブ人勢力を主体とする「シリア民主軍」が、米国などの支援を受けつつ、シリア北部において対ISIL作戦を実施してきた。その結果、17（平成29）年10月には「イスラム国」の首都とされるラッカを奪還するとともに、シリア東部デリゾールにあるシリア最大の油田も制圧した。

またロシアは、アサド政権の存続やシリア国内のロシア軍基地¹³の防衛などを目的に、15（平成27）年9月からシリアでの軍事作戦を開始した。ロシア軍はこの軍事作戦において、空爆や洋上からの巡航ミサイルの発射のほか、戦略爆撃機からの衛星誘導を活用した精密誘導弾による攻撃、一時的に展開させた空母「アドミラル・クズネツォフ」の艦載機による空爆などを実施した¹⁴。こうしたロシアの支援を受け、アサド政権はパルミラやデリゾールなど、主にシリア南部や東部における

7 ISILが14（平成26）年7月から16（平成28）年2月に使用したIEDについては、約50社（計20か国に所在）が製造・輸出した部品がISILの手に渡り、ISILはこれらを入手後1年以内には使用したとの指摘がなされている。

8 ISILは、無人機から投下した爆発物により戦車などを攻撃する動画を公開している。こうした攻撃により、車両の一部を破壊し、戦線から離脱させることを目的としているとの指摘がなされている。

9 ISILは無人機を用いて上空から標的を発見し、待機している自爆要員に攻撃開始を指示したり、最適な経路を指示することで、攻撃の効果を高めているとの指摘がなされている。

10 17（平成29）年8月現在、有志連合軍は、イラクで13,331回、シリアで11,235回の空爆を実施している。

11 なお、ISILから奪還した後もペシュメルガがキルクークに駐留し、実効支配していた。しかし、17（平成29）年9月にクルディスタン地域政府が独立の是非を問う住民投票を実施したことを契機に、同年10月、イラク政府が治安部隊を派兵し、同市を制圧した。

12 奪還後はシーア派と地元スンニ派との間での対立など新たな問題が生起している。

13 ロシアにとって、タルトゥースはシリア国内においてロシア唯一の地中海に面した海軍基地であり、艦船に対する燃料・食料などの供給や艦船の修理を実施出来るドックがあるとされている。

14 ロシアによる一連の軍事行動については、自国の軍事的な能力を誇示するとともに、その能力を作戦で実証するために行われたものであるとの指摘があるなか、軍事作戦の標的はISILではなく、アサド政権と対立する反体制派であるとの指摘もなされている。

ISILの拠点を制圧し、17（平成29）年12月、ロシアはISILからのシリア全土の解放を宣言した。なお、これに伴いロシアは、シリア国内のロシア軍基地は維持しつつ、シリアに展開していた露軍の一部を撤退させると発表した。

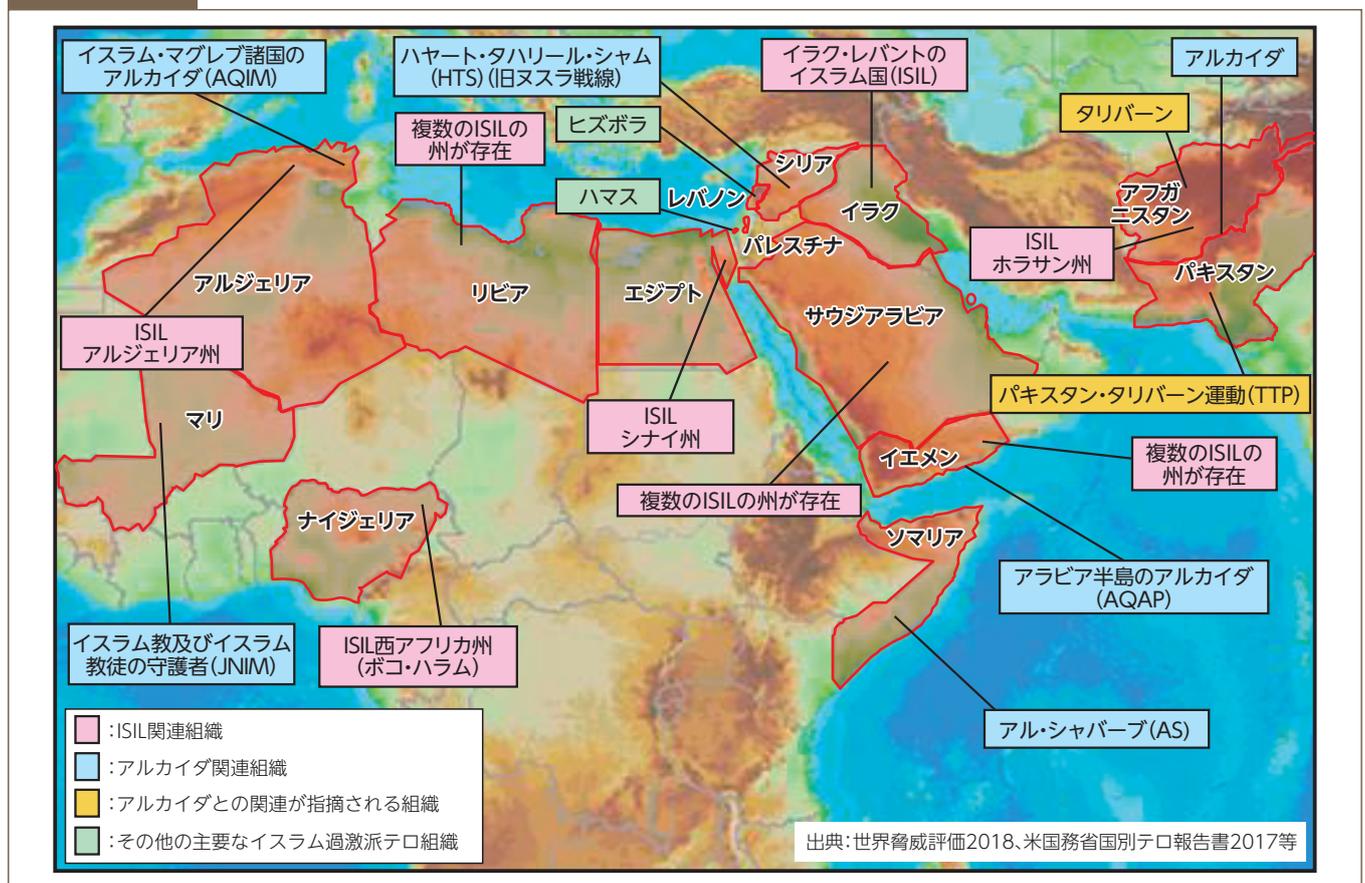
こうした対ISIL作戦の進展により、ISILの戦闘員の数や収入は大幅に減少したとみられる。一方、依然として約3,000人のISIL戦闘員がイラクとシリアの国境付近を中心に潜伏しているとみられ¹⁵、

イラクの首都バグダッドやシリアの首都ダマスカスをはじめ、両国内の様々な地域で治安部隊や市民を標的としたテロを実施している。このように、イラク、シリアにおけるISILの脅威は完全に排除されたわけではなく、ISILの勢力が再び拡大するのを阻止するため、今後も国際社会が両国の安定に向けて関与し続けることが重要である。

(3) イラク・シリア国外への拡散

ISILが「イスラム国」の樹立を宣言して以降、イラク、シリア国外に「イスラム国」の領土として複数の「州」が設立され（図を参照）、こうした「州」が各地でテロを実施している。エジプトのシナイ半島においては、「イスラム国シナイ州」を名乗る組織が、軍や警察、キリスト教徒などを標的としたテロを相次いで実施している¹⁶。また、アフガニスタンにおいても、首都カブールなどにおいて、「イスラム国ホラサーン州」によるテロが散発的に発生している¹⁷。その他、サウジアラビア、

図表 I-3-1-2 アフリカ・中東地域の主なテロ組織



15 17（平成29）年12月、有志連合軍の報道官は、ツイッター上で、イラク、シリアに残存するISILの戦闘員は3,000人以下であるとの認識を示した。
 16 例えば、17（平成29）年9月、シナイ半島において警察車両を標的とした自爆テロ及び銃撃事件が発生し、ISILシナイ州が犯行声明を发出了した。
 17 例えば、17（平成29）年12月、カブールのシーア派文化施設で発生した3回の自爆テロについて、ISILホラサーン州が犯行声明を发出了した。

イエメン、リビアなどにおいても、ISILの「州」が犯行を自認するテロが確認されており、今後もこうした組織によるテロの脅威が継続するとみられる。

さらに、「州」が設置されていない国にもISILを名乗る組織が存在し、治安部隊や市民を標的としたテロ攻撃を実施している。特にフィリピンでは、17（平成29）年5月、ISILに忠誠を誓うアブ・サヤフ・グループ（ASG）の一派及びマウテ・グループが、同国南部のミンダナオ島・マラウィ市の一部を占拠した。フィリピン政府は戒厳令を発出して掃討作戦を開始し、約5か月にわたり戦闘が継続した。同年10月にフィリピン政府がマラウィ市を制圧し、戦闘の終結を宣言したが、現地では引き続きISIL支持組織の関係者の捜索などが続けられており、依然として治安は安定していない。その他、インドネシアにもISILを支持する組織が存在するなど、ISILの脅威が東南アジアにも浸透していることが懸念される¹⁸。

(4) 外国人戦闘員

14（平成26）年以降のISILの台頭を受けて、数多くの外国人戦闘員がイラク、シリアに流入したが、その後ISILの勢力が縮小するにつれ、イラク、シリアに流入する外国人戦闘員は減少しつつあるとみられる¹⁹。

一方、外国人戦闘員がイラク、シリアにおいて戦闘訓練や実戦経験を積んだ後、本国に帰国しテロを実行することが大きな懸念となっている。17（平成29）年10月時点で、イラク、シリアから少なくとも5,600人の外国人戦闘員が帰国したとされている²⁰。こうした中、15（平成27）年11月にパリで発生した同時多発テロでは、難民・移民の流入に紛れて欧州に入った実行犯の存在が指摘されている²¹。また、同年8月にベルギーで発生したテロのように、ISILが外国人戦闘員を出身国に帰還させ、各地でのテロ攻撃を指示している可能性もある²²。このような外国人戦闘員によるテロを防止するため、国際社会は今後も様々な取り組みが求められる。

解説

ISILの脅威の拡散

COLUMN

14（平成26）年以降イラク・シリアにおいて急速に台頭したISILは、現在までに両国においては徐々に勢力を縮小させましたが、中東やアフリカなどで活動する関連組織は活発なテロ活動を継続しているほか、東南アジアにもISILに忠誠を誓う組織が存在しています。

また、ISILはインターネットを通じた宣伝活動などにより引き続きイラク・シリア域外におけるテロを扇動しており、最近でも欧米諸国などでISILの思想に感化された個人や集団によるテロが発生しています。特に、ISILは機関誌などにおいて、車両やナイフなど簡単に入手できるものを利用し、大規模な野外集会など大人数が集まる場所を標的としたテロの実施を奨励していることから、今後も世界各地のISIL支持者がこうしたテロを実施する恐れがあります。さらに、イラク・シリアにおいて戦闘経験を積んだ戦闘員のうち5,600人以上が出身国に帰国しており、その帰国先は33か国にのぼるとの指摘もあるなど、帰国戦闘員によるテロの脅威が各地に拡散しています。

このように、世界各地においてISIL関連組織やISIL支持者によるテロが発生する危険は依然として高いといえることから、国際社会全体が緊密に連携しつつ、有効な対策を速やかに講じる必要があります。

¹⁸ インドネシアでは、16（平成28）年1月、ジャカルタにおいて連続爆破・銃撃テロが発生し、ISIL支持組織が犯行声明を発出した。また、マラウィ市における戦闘には、インドネシア人やマレーシア人がISIL支持組織に参加したとみられている。

¹⁹ 17（平成29）年10月、有志連合軍の報道官は記者会見において、イラク、シリアに流入する外国人戦闘員について、現在はほぼゼロになっているとの認識を示した。

²⁰ Soufan Centerによると、帰国した外国人戦闘員の国別人数は、チュニジア約800人、サウジアラビア760人、英国425人、ドイツ約300人、フランス271人などとなっている。

²¹ フランス軍はパリ同時多発テロの後、国内の交通機関や観光地などの警備のため、1万人の軍を国内に展開した。16（平成28）年8月以降は、軍の規模は7,000人に減少したものの、引き続き国内で警備活動などを実施し、国民の防護を担っている。

²² 実行犯は、15（平成29）年5月にシリアで軍事訓練を受け、欧州に戻ってテロを実行するようISILから指示を受けたとされる。

2 アル・カーイダ系国際テロ組織の動向

(1) アル・カーイダ

01(平成13)年の米国同時多発テロを主導したとされるアル・カーイダについては、これまでに前指導者のウサマ・ビン・ラーディンをはじめ、多くの幹部が米国の作戦により殺害されるなど弱体化しているとみられる。しかしながら、北アフリカや中東などで活動する関連組織に対して指示や勧告を行うなど、中枢組織としての活動は継続している。また、現在の指導者であるザワヒリは欧米へのテロを呼びかける声明を繰り返し発出しており²³、アル・カーイダによる攻撃の可能性が根絶されたわけではない。

(2) アラビア半島のアル・カーイダ(AQAP)

イエメンを拠点に活動するイスラム教スンニ派の過激派組織AQAPは、主にイエメン南部で活動し、敵対するイエメン治安部隊や反体制派武装勢力ホーシー派との戦闘を継続している。米国は無人機による空爆を継続²⁴し、AQAPの幹部を多数殺害してきたものの、AQAPはイエメン情勢の混乱に乗じて同国内で一定の勢力を維持しているほか、インターネットを通じて公開する宣伝動画や機関誌を活用して過激思想を拡散させている。

(3) イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ(AQIM)

アルジェリアに拠点を置き、近隣のマリ、チュニジア、リビアなどでも活動するイスラム教スンニ派の過激派組織AQIM²⁵は、主にアルジェリアの治安部隊や欧米人を標的としたテロ攻撃や誘拐事件を起こしてきた。AQIMは、13(平成25)年に開始されたフランス主導の軍事介入によって勢力が縮小したものの、依然としてアルジェリアやマリなどにおいてテロを実施しているほか、ブル

キナファソ、コートジボワールなどでもAQIMの傘下組織によるテロが発生している。

(4) アル・シャバーブ

ソマリアを拠点に活動するイスラム教スンニ派の過激派組織アル・シャバーブは、主にソマリア軍や警察、さらに内戦後のソマリアの情勢安定化を目的に駐留する平和維持部隊(AMISOM)などを標的としたテロを実施している。17(平成29)年9月には、ソマリア軍基地に対する自爆テロ及び銃撃が発生し、アル・シャバーブが犯行声明を発出した。また、同年10月にモガディシュにおいて500人以上が死亡したとされる自動車爆破テロについても、犯行声明は出されていないが、ソマリア当局はアル・シャバーブによるテロであったと断定している。さらに、これまでケニアやジブチにおいてもテロを実行しており、ソマリアのみならず周辺国にとっても脅威となっている。

3 その他の国際テロ組織の動向

(1) タリバーン

タリバーンは、イスラム法による国家建設を組織目標として、アフガニスタンを中心に活動している。米国が01(平成13)年の米国同時多発テロを受けて開始したタリバーン掃討作戦により、同勢力は一時大幅に減退した。しかし、アフガニスタン全土の治安維持を担っていた米軍主導の国際治安支援部隊(ISAF)の任務が14(平成26)年12月に終了したことを契機に、タリバーンは再び攻勢を強めており、アフガニスタン国内における支配地域を拡大させている²⁶。また、政府や外国人を標的とした自爆攻撃や銃撃、ロケット弾による攻撃などを継続している。

タリバーンは15(平成27)年7月、アフガニスタン政府との初の和平協議を行ったが、その後は

²³ 最近では、17(平成29)年12月、トランプ米政権がエルサレムをイスラエルの首都と認定したことを非難し、ムスリムに対して米国及び同盟国の権益に対する攻撃を呼びかける声明を発表した。

²⁴ 米中央軍は、17(平成29)年、イエメンにおいて1年間で120回以上の空爆を実施したと発表している。

²⁵ 13(平成25)年1月にアルジェリアで邦人が犠牲になったテロについては、AQIMから分離した「覆面旅団」による犯行とされているが、同旅団は15(平成27)年に他の組織と合併して「アル・ムラービトゥーン」を結成し、再びAQIMの傘下組織となった。さらに、17(平成29)年に他の組織と合併して「イスラム教及びイスラム教徒の守護者(JNIM)」を結成している。

²⁶ タリバーンは15(平成27)年9月、北東部のクンドゥーズを数日間占拠した後、北部、南部を中心に、支配地域を拡大している。

対決姿勢を強めており、16（平成28）年5月に新たな最高指導者が就任²⁷した後も和平協議に応じる姿勢は見せていない。

(2) ボコ・ハラム

ナイジェリアでは、イスラム教スンニ派の過激派組織「ボコ・ハラム」が、主に市民を標的としたテロを繰り返している。ナイジェリア軍が周辺国とともに実施している掃討作戦により、その勢力は弱体化したとみられている。しかし、ナイジェリア北東部を中心に活動を継続しており、18（平成30）年1月にも、北東部のモスクにおいてボコ・ハラムによるものとみられる自爆テロが発生している。

4 「ホーム・グロウン型」テロの脅威

アル・カーイダやISILが世界各地でのテロを呼びかける中、こうした組織が唱える過激思想に感化されて過激化し、居住国でテロを実行する、いわゆる「ホーム・グロウン型」テロが引き続き脅威となっている。

また、近年では、国際テロ組織との正式な関係

はないものの、何らかの形でテロ組織の影響を受けた個人や団体が、単独又は少人数でテロを計画及び実行する「ローン・ウルフ型」テロも発生している。17（平成29）年11月に米国・ニューヨークでトラックが自転車専用道を暴走したテロなどは、「ローン・ウルフ型」テロとされる。ISILやアル・カーイダは、このような「ローン・ウルフ型」テロを実行しようとする支持者に向けて、機関誌などを通じてテロの手法を具体的に紹介している。例えばISILは、機関誌「ルーミーヤ」において、ナイフや車両などを用いたテロの手法や標的などを詳細に例示している。また、アル・カーイダも、身近に存在する材料を使用した爆弾の製造方法を機関誌に掲載している。「ローン・ウルフ型」テロは事前の兆候の把握や未然防止が困難であり、国際社会にとって脅威となっている。

さらに最近では、テロ組織から送り込まれた戦闘員らが組織的に実行するテロや、現地の個人や団体がテロ組織から何らかの指示を受けて実行するテロも確認されている。こうした事件は、テロの形態の多様化やテロ組織のテロ実行能力の向上をうかがわせるものであり、テロの脅威が深化していることが懸念される。

3 ■ 各地の紛争の現状と国際社会の対応（中東・アフリカを中心に）

1 シリア情勢

11（平成23）年3月から続くシリア国内の暴力的な衝突は、シリア政府軍、反体制派、イスラム過激派勢力及びクルド人勢力による4つ巴の衝突となっている。しかしながら、ロシアの支援を受ける政府軍が16（平成28）年12月に反体制派の最大の拠点であったアレッポを奪還するなど、全体的に政府軍が優位な状況となっている。

こうした中、15（平成27）年12月に採択された国連安保理決議第2254号²⁸において、和平に向けた枠組みが設定され、16（平成28）年1月以

降、国連の仲介のもと、政府と反体制派との間で和平協議が実施されてきた。しかしながら、双方による戦闘は収束せず、和平に向けた取り組みに進展はみられなかった。

このような状況を受けて、17（平成29）年1月、カザフスタンのアスタナにおいて、ロシア、トルコ及びイランが主導する和平協議が開始された。同年5月に行われた第4回会合では、シリア国内の4か所に「緊張緩和地帯」を設置し、対象地域内では交戦や空爆を禁止するとともに、ロシア、トルコ及びイランが停戦監視のためにシリア国内に部隊を派遣することが合意された。さらにその

²⁷ タリバーンの設立者であり元最高指導者のモハンメド・オマルは、15（平成27）年7月、既に13（平成25）年4月に死亡していたことが明らかになった。それに伴い、マンスールが最高指導者に就任したが、16（平成28）年5月に米軍による無人機空爆により死亡した。これを受けて、副指導者であったアーフンザーダが最高指導者となった。

²⁸ 国連安保理決議第2254号は、6か月以内の包括的・非宗派主義的な政府の樹立及び新憲法制定のプロセスの確定、新憲法に基づく18か月以内に実施される自由かつ公正な選挙に対する支持の表明などを内容とする。

後、18（平成30）年1月にはロシアのソチでシリア国民対話会議が開催され、新憲法の制定に向けて憲法委員会を設立することで合意された。ただし、主要な反体制派やクルド人勢力は同会議には参加しておらず、今後新憲法の制定に向けた協議が進展するかが注目される。

このように和平に向けた取り組みは進められているものの、「緊張緩和地帯」とされている北部イドリブ県や首都ダマスカス郊外の東グータ地区においては大規模な衝突が発生した²⁹。特に東グータ地区においては、ロシア軍の支援を受けたシリア政府軍が攻勢を強め、多くの市民が犠牲となった。18（平成30）年4月、政府軍は同地区の制圧を発表した。

こうした中、米国、英国及びフランスは東グータ地区においてアサド政権が化学兵器を使用したと判断し、18（平成30）年4月に、シリアの化学兵器関連施設に対するミサイル攻撃を実施し、化学兵器の拡散と使用は断固として許さないと決意を示した。これに対し、アサド政権を支持するロシアやイランは、3か国による今回の攻撃に反発している。

さらに、シリア国内でISILの勢力が減退する中で、クルド人の地位をめぐる対立が表面化している。16（平成28）年3月、クルド人政党「民主連合党」（PYD）が主体となり、シリア北部における連邦制の導入を一方的に宣言し、17（平成29）年9月には独自の自治体選挙を実施する³⁰など、クルド人勢力は自治権の拡大に向けた動きをみせてきた。これに対し、PYDをテロ組織とみなすトルコは、18（平成30）年1月、クルド人勢力が支配するシリア北西部のアフリンに侵攻し、同年3月にはアフリン市中心部を制圧したと発表した。

このように、シリア国内における各勢力間の軍事衝突は依然として収束の兆しがみえておらず、

また和平協議も停滞している状況であり、シリアの安定に向けて国際社会によるさらなる取組みが求められる。

2 中東和平をめぐる情勢

1948（昭和23）年のイスラエル建国以来、イスラエルとアラブ諸国との間で四次にわたる戦争が行われた後、1993（平成5）年にイスラエルとパレスチナの間でオスロ合意が締結され和平プロセスが一時進展したものの、依然として和平の実現には至っていない³¹。また、パレスチナ自治区においては、ヨルダン川西岸地区を統治する穏健派のファタハと、ガザ地区を実効支配するイスラム原理主義組織ハマスが対立し、分裂状態となっている。

ハマスは17（平成29）年9月、ファタハによるガザ地区の統治を受け入れる意向を表明し、同年10月、エジプトの仲介のもとで直接協議が行われ、同年12月1日までに統治権限が移管されることで双方が合意した。しかし、その後の交渉は難航し、こうした中、同年12月6日、トランプ米政権が米国はエルサレムをイスラエルの首都であると認めると発表した。これを受けてパレスチナ自治区内では連日デモなどの抗議行動が行われ、イスラエル治安部隊との衝突により死傷者が出るなど、一時的に治安が悪化した。また、ガザ地区からイスラエル領内に向けてロケットが発射され、これに対してイスラエルがガザ地区から発射されたロケットを迎撃したほか、ガザ地区への空爆なども実施するなど、緊張が高まった。18（平成30）年5月に、米国が駐イスラエル大使館をテルアビブからエルサレムに移転した直後には、再びパレスチナ自治区での抗議活動が活発化し、特にガザ地区で多くの死傷者が発生した。米国の関

29 ホムス及びシリア・ヨルダン国境付近に設置された2か所については、ホムスでは概ね停戦が履行されているとみられるが、シリア・ヨルダン国境付近では18（平成30）年6月から7月にかけて政府軍が進軍し、多数の死傷者や避難民が発生した。

30 17（平成29）年9月、クルド人勢力が支配する地域において、コミュニティと呼ばれる自治体最小区域ごとに男女1名ずつの代表を選出する選挙が行われ、同年12月には、市町村単位の議会選挙が実施された。ただし、18（平成30）年1月に実施予定であった国会相当の議会選挙については、同月のトルコ軍によるアフリン侵攻を受けて延期された。

31 イスラエルとパレスチナの間では、1993（平成5）年のオスロ合意を通じて、本格的な交渉による和平プロセスが開始され、03（平成15）年には、イスラエル・パレスチナ両方が、二国家の平和共存を柱とする和平構想実現までの道筋を示す「ロードマップ」を受け入れたが、その履行は進んでいない。その後、ガザ地区からのイスラエルに対するロケット攻撃を受けて、イスラエル軍が、08（平成20）年末から09（平成21）年初めにかけてガザ地区に対する空爆や地上部隊の投入などの大規模な軍事行動を行い、12（平成24）年11月にも同地区に対して空爆を行うなど、12（平成24）年までに2度にわたる大規模な戦闘が行われたが、いずれもエジプトなどの仲介により停戦した。

与のあり方も含めた中東和平プロセスの今後の動向や、ガザ地区の統治権限の移管に向けた交渉の行方が注目される。

3 イエメン情勢

イエメンでは、11（平成23）年2月以降に発生した反政府デモや国際的な圧力により、サーレハ大統領（当時）が辞任し、大統領選挙を経てハーディ大統領への政権移行が行われた。

一方、同国北部を拠点とする反政府武装勢力ホーシー派³²と政府との対立は激化し、同年9月にホーシー派が首都サヌアを占拠したため、ハーディ大統領は南部のアデン市内に退避した。

その後、ホーシー派はアデン市内にも侵攻したため、ハーディ大統領はアラブ諸国に支援を求めた。これを受けて、15（平成27）年3月、サウジアラビアが主導する有志連合がホーシー派への空爆を開始した。

同年4月から8月にかけて、累次にわたり国連の仲介による和平協議が開催されたが、最終的な和平合意はなされていない³³。現在もアラブ諸国によるホーシー派への軍事作戦と、ホーシー派によるサウジアラビアへの弾道ミサイル発射などの攻撃は継続している³⁴。有志連合は18（平成30）年6月、ホーシー派が支配するイエメン第二の湾岸都市ホデイダの奪還作戦を開始し、空港を占拠したと発表した。他方、ホーシー派による弾道ミサイル攻撃については、主にサウジアラビア南部を標的としているが、17（平成29）年11月以降、サウジアラビアの首都リヤドに向けて弾道ミサイルを発射したと表明している。これに対し、サウジアラビアは、ホーシー派が発射した弾道ミサイルは迎撃していると主張している。なお、米国やサウジアラビアは、リヤドに向けて発射されたミサイルはイランが提供したものであると主張している。

こうした状況の中、ホーシー派と共闘してサウジアラビア主導の有志連合軍と衝突していたサーレハ前大統領が、17（平成29）年12月、サウジ主導の有志連合軍に停戦と対話を申し出、これに反発したホーシー派が同前大統領を殺害した。一方、政権側内部においても、18（平成30）年1月、イエメン南部の独立を目指す「南部移行評議会」がハーディ政権と衝突し、アデンの軍事基地や政府庁舎を制圧するなど、混迷が深まっている。

4 アフガニスタン情勢

アフガニスタンでは、米国同時多発テロを受けて01（平成13）年11月に米軍がタリバーンなどの掃討作戦を開始し、その後のISAF及びアフガニスタン治安部隊（ANDSF） Afghan National Defense and Security Forcesによる治安維持活動などの取組みにより、タリバーンの攻撃能力は一定程度低下したと言われている。しかし、14（平成26）年12月にISAFが任務終了に伴い撤収し、ANDSFへの教育訓練や助言などを主任務とするNATO主導の「確固たる支援任務（RSM）」 Resolute Support Missionが開始された頃から、タリバーンの攻勢が激化し、治安が悪化した。一方、ANDSFは兵站、士気、航空能力、部隊指揮官の能力などの面で課題を抱えており、こうした中でタリバーンは国内における支配地域を拡大させてきた。17（平成29）年10月に発表された米国のアフガニスタン復興特別査察官の報告書によると、アフガニスタン政府の支配あるいは影響が及んでいる地域は国内の約57%であり、調査が開始された15（平成27）年12月以降、最も少なくなっている。

さらに、タリバーンに加え、ISILもアフガニスタン東部に「ホラサーン州」を設置して活動範囲を増大させており、各地でタリバーンやISILが関与したとみられる自爆テロやロケット弾による攻撃が

32 イスラム教シーア派ザイド派教義を信奉するホーシー派は、イエメン北部サアダ州を拠点に04（平成15）年から10（平成21）年、反政府勢力として武装蜂起し、イエメン国軍と武力衝突した。

33 国連の仲介のもと第1回目となるイエメン和平協議がジュネーブで開催された。この協議には、イエメン政府及び反政府勢力の双方が参加し、間接的な協議を行ったものの最終的な合意には至らなかった。また、15（平成27）年12月にはスイスにおいて、イエメン政府及び反政府勢力との間で第2回和平協議を開催し、初めての直接協議が実現した。協議に先立ち、停戦が発効されていたが、敵対行為の停止に違反する事例が相次ぎ、協議は大きな成果を得ることができないまま中断した。

34 15（平成27）年6月、ホーシー派及びサーレハ元大統領支持派の軍部隊がサウジアラビア南部のハミース・ムシャイトに向けてスカッド・ミサイル1発を発射する事案が発生している。サウジアラビア軍はパトリオット・ミサイル2発で迎撃するとともに、サアダ州南部の発射地点を特定した上で破壊している。以降、同様の事案が複数確認されている。イエメンのスカッド・ミサイルは北朝鮮から購入されたものであり、ホーシー派を支援する一部のイエメン軍も発射に関与していると指摘されている。

相次いでいる。17（平成29）年9月のマティス米国防長官によるアフガニスタン訪問時には、カブール国際空港及びその周辺にロケット弾が複数着弾し、タリバーンとISILがともに犯行を主張した。また、18（平成30）年1月、カブール中心部において100人以上が死亡する自爆テロが発生し、タリバーンが犯行声明を発出したほか、東部のジャラバードでは同月、ISILがNGOの事務所を襲撃するなど、全土において不安定な治安情勢が継続している。18（平成30）年6月には、アフガニスタンとタリバーンがそれぞれ停戦を発表したものの、タリバーンは3日間で停戦を解除し、攻撃を再開しており、治安が安定するかは不透明な状況である。

なお、15（平成27）年5月にアフガニスタン政府とタリバーンとの間で初めて和平協議が行われたが、その後タリバーンの最高指導者の交代などを受けて、協議は開催されていない。18（平成30）年2月、アフガニスタン政府はタリバーンへ対話と呼びかけたものの、和平協議に関してタリバーンは沈黙を守っており、協議が再開される見通しは立っていない。

5 リビア情勢

リビアでは、11（平成23）年にカダフィ政権が崩壊した後、12（平成24）年7月に制憲議会選挙が実施され、イスラム主義派が主体となる制憲議会が発足した。そして、14（平成26）年6月、制憲議会に代わる新たな議会を設置するための代表議会選挙が実施されたが、世俗派が多数派となったため、代表議会への権限移譲をめぐるイスラム主義派と世俗派の間の対立が激化した。その結果、首都トリポリを拠点とするイスラム主義派の制憲議会と、東部トブルクを拠点とする世俗派の代表議会の2つの議会が並立する東西分裂状態に陥った。15（平成27）年12月に国連の仲介によりリビア政治合意が実現し、16（平成28）年3月には国民統一政府が発足したものの、新政府内でイスラム主義派が主導権を握ったことに世俗派が反発

し、国民統一政府への参加を拒否したため、東西の分裂状態が継続している。また、東部と西部をそれぞれ支援する民兵が散発的な軍事衝突を繰り返しており、国内の統治及び治安を確立する目処が立たない状態が続いている。

また、こうした不安定な情勢を利用してISILやアル・カーイダなどのテロ組織が進出し、各地で民兵と衝突している。特に、ISILはリビア南部の砂漠地帯を中心に、複数の小規模なグループに分かれて潜伏しているとみられている。17（平成29）年10月には民兵を標的にした自動車爆弾テロが発生し、ISILが犯行声明を発出するなど、今後もテロが発生する可能性がある。

6 エジプト情勢

エジプトでは、11（平成23）年、それまで約30年間にわたり大統領を務めたムバラク大統領（当時）が辞任し、12（平成24）年にムスリム同胞団³⁵出身のムルシー大統領（当時）が就任した。しかし、13（平成25）年6月、経済状況や治安の悪化を背景に大規模な民衆デモが発生し、これを受けた軍の介入により同大統領は解任され、14（平成26）年5月、エルシーシ前国防大臣が新たに大統領に就任した。エルシーシ政権はその後3年間にわたり、変動為替相場制への移行、補助金の廃止などの経済改革に取り組んできたが、国内の治安対策などが大きな課題となっている。特に、17（平成29）年11月には、シナイ半島北部のモスクが武装集団に襲撃され300人以上が死亡するなど、テロ対策が急務となっている³⁶。

18（平成30）年3月に実施された大統領選において、エルシーシ大統領が約97%の得票率で再選した。当該選挙については、有力候補とみられていた元首相や前国会議員、元軍参謀総長らが相次いで不出馬を表明したり、当局に拘束されるなどする中で、現職大統領への対抗馬は1名のみとなった。投票率は前回より低い約41%であった。

³⁵ 1928（昭和3）年に「イスラムの復興」を目指す大衆組織としてエジプトで設立されたスンニ派の政治組織。50年代にはナーセル大統領の暗殺を謀って弾圧されたが、70年代には議会を通じた政治活動を行うほど穏健化した。一方で、ムスリム同胞団を母体として過激組織が派生した。

³⁶ なお、この事件に関する犯行声明は出されていないが、ISILシナイ州による犯行であるとの指摘がなされている。

7 南スーダン情勢

(1) 政治的な混乱

1983 (昭和58) 年から続いた北部のアラブ系イスラム教徒を主体とするスーダン政府と、南部のアフリカ系キリスト教徒を主体とする反政府勢力との間の南北内戦は、05 (平成17) 年、周辺国と米国などの仲介による南北包括和平合意 (CPA) 成立により終結した。11 (平成23) 年1月に行われた CPA の規定に基づく住民投票の結果、同年7月、南スーダン共和国はスーダン共和国から分離独立し、同日、独立に伴い、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) が設立された³⁷。ディンカ族出身のキール氏が大統領に、ヌエル族出身のマシャール氏が副大統領に就任したが、独立後も政治的な混乱は続いた。

キール派 (主流派) とマシャール派 (反主流派)³⁸ の政治的対立は、13 (平成25) 年7月にキール大統領がマシャール副大統領以下全閣僚を罷免したことを契機に、表面化した。その後、同年12月に、首都ジュバにおいて発生した政府とマシャール派との衝突や特定の民族などを標的とした暴力行為は短期間で国内各地に広がり、多数の死傷者、難民及び国内避難民 (IDP) が発生した。

(2) 和平構築の始まり

11 (平成23) 年7月には UNMISS が設立され、南スーダン指導者間の対話や調停に向けた試みも、国連と AU の支援を受けた「政府間開発機構 (IGAD)」³⁹ の主導により始まり、14 (平成26) 年1月には、IGAD の調停のもと、政府とマシャール派との間で南スーダンにおける敵対行為の停止などに関する合意の署名がなされた。

このような取り組みもあり、15 (平成27) 年8月、暫定政府の設立などを柱とした「南スーダン

における衝突の解決に関する合意」(合意) が政府とマシャール派などとの間で成立した。本合意を受け、UNMISS のマンデートにも合意の履行支援が加えられた。その後、合意の履行に向けた取組が進められ、16 (平成28) 年4月29日、キール氏を大統領、マシャール氏を第1副大統領とする国民統一暫定政府が設立された。

(3) 最近の動向

16 (平成28) 年7月、ジュバでキール大統領の警護隊とマシャール第1副大統領の警護隊の間での発砲事案が発生した。マシャール第1副大統領は国外へ脱出し、キール大統領はマシャール第1副大統領を解任した。このような厳しい状況を受け、国際社会が協力して、平和と安定のため力を合わせており、南スーダンの国造りプロセスは、新たな段階に入りつつある。

同年8月、国連安保理はジュバ及び周辺地域の安全の維持を目的に地域保護部隊 (RPF)⁴⁰ を創設し、17 (平成29) 年4月、RPF として最初の部隊であるバングラデシュ建設工兵中隊先遣隊が南スーダンに到着した。その後も、増派は継続している。また、同年12月には、IGAD 主導による第1回ハイレベル再活性化フォーラム⁴¹ が開かれ、

37 当初のマンデート期間は1年間で、最大7,000人の軍事要員、最大900人の警察要員などから構成された。UNMISSの役割は、南スーダン政府に対し、①平和の定着並びにそれによる長期的な国づくり及び経済開発に対する支援、②紛争予防・緩和・解決及び市民の保護に関する南スーダン政府の責務の履行に対する支援、③治安の確保、法の支配の確立、治安部門・司法部門の強化に対する支援などを行うこととされた。

38 以降、マシャール氏を中心に構成される反主流派、反政府勢力をマシャール派と呼称する。

39 1996 (平成8) 年に設立された。加盟国は、ジブチ、エチオピア、ケニア、ソマリア、スーダン、ウガンダ、エリトリア、南スーダンの東アフリカ8か国

40 安保理決議第2304号及び第2406号によれば、地域保護部隊 (Regional Protection Force) は、ジュバ及び周辺地域、及び、必要に応じ南スーダンの他の地域で、安定した環境を提供する責任を有している。また、地域保護部隊には、次の3つのマンデートを達成するために、必要な全ての手段を使用する権限が付与されている。(a) ジュバ内外における安全かつ自由な移動のための環境づくり。(b) 空港及び主要施設の防護。(c) 国連市民保護サイトや市民等に攻撃を計画している。または攻撃を実施する者に対処すること。

41 15 (平成27年) の衝突解決合意を再活性化するため、南スーダンの諸勢力を集め、隣国エチオピアのアディスアベバにおいて開催された。

政府とマシャール派などの間で敵対行為の停止などが合意された。

南スーダン政府は、国内における国民融和を進め、合意の進展を図るため、16（平成28）年12月に国民対話⁴²を発表した。17（平成29）年5月、国民対話運営委員会の宣誓式が実施され、それ以降、各地において草の根レベルの対話が始まるなど、安定に向けた取組に進展が見られている。18（平成30）年6月には、キール大統領、マシャール前第一副大統領らが「ハルツーム宣言」に署名し、同宣言に基づき恒久的停戦が発効したが、政治体制や治安取決めの詳細については具体的に決まっておらず、今後の動向が注目される。

Q参照 Ⅲ部2章3節2項2（国連南スーダン共和国ミッション）

8 ソマリア情勢

(1) 統一政府の樹立

ソマリアは、1991（平成3）年に政権が崩壊して以降、無政府状態に陥った⁴³。大量の避難民が発生するなど、現在に至るまで深刻な人道危機に直面している。05（平成17）年、14年の時を経て、周辺国の仲介により「暫定連邦政府（TFG）」Transitional Federal Governmentが発足した。12（平成24）年にTFGの暫定統治期間が終了すると、新内閣が発足し、21年ぶりに統一政府が成立した。17（平成29）年2月には、大統領選挙が実施され、暫定連邦政府元首相のファルマージョ氏が現職のハッサン大統領（当時）を破り新大統領に選出された。同大統領は就任後、外国の支援を受けながらソマリア国軍の再建を進めている⁴⁴。

(2) アル・シャバーブの台頭と海賊問題

ソマリアは、テロと海賊という2つの課題に直面している。中南部を拠点とするイスラム教スンニ派の過激派組織アル・シャバーブは政府などを

標的としたテロを繰り返している。07（平成19）年には、情勢を安定させるため、アフリカ連合ソマリア・ミッション（AMISOM）⁴⁵African Union Mission in Somaliaが国連安保理の承認を受けて創設された。14（平成26）年8月、AMISOMはソマリア国軍と共同で「インド洋作戦」を開始し、アル・シャバーブの拠点であった中南部の一部都市の奪還に成功した。さらに翌月、米軍の攻撃によりアル・シャバーブの指導者が殺害された。これらの作戦により、アル・シャバーブの勢力はある程度弱体化したが、その脅威は依然として存在し、ソマリア国軍やAMISOM軍の基地への攻撃、ソマリア国内やAMISOM参加国でのテロ⁴⁶を頻発させている。また、近年はISILの戦闘員がソマリアに流入しているとの指摘もある⁴⁷。そのような中、17（平成29）年3月、ソマリアに展開する米軍の一部地域での活動強化がトランプ米大統領に承認されて以降、米軍による対テロ作戦が強化されている。

また、ソマリアには、北東部を中心に、ソマリア沖・アデン湾などで活動する海賊の拠点が存在するとされる。国際社会は、ソマリアの不安定性が海賊問題を引き起こすとの認識のもと、ソマリアの治安能力向上のために様々な取組を行っている。現在も、引き続きソマリア沖での国際的な取組が行われており、海賊被害の報告件数は低い水準で推移している。

Q参照 Ⅲ部2章2節1項（海賊対処への取組）

9 マリ情勢

(1) 反政府武装勢力

マリでは、12（平成24）年1月、トゥアレグ族⁴⁸の反政府武装勢力「アザワド地方解放国民運動（MNLA）」Mouvement national de liberation de l'Azawadが反乱を起こし、イスラム過激派勢力「アンサール・ディーネ（Ansar Dine）」などがこれに合流した。MNLAは北部の複数の都市

⁴² 国内の争い、衝突の原因や和解のあり方などにつき協議を行い、国民融和を進めるために政府が開始した取組。

⁴³ 1991（平成3）年、北西部の「ソマリランド」が独立を宣言した。1998（平成10）年には、北東部の「プントランド」が自治政府の樹立を宣言した。

⁴⁴ 17（平成29）年5月には、英国の主催で「ロンドンーソマリア会議」が開催され、ソマリア国軍強化に向けた国際社会の協力が確認された。

⁴⁵ ウガンダ、ブルンジ、ジブチ、ケニア及びエチオピアが部隊の大部分を構成しており、安保理決議2372号（17（平成29）年8月）により、17（平成29）年12月末までに部隊を22,126人から21,626人に減員し、18（平成30）年10月末までに20,626人に更に減員することが決定された。

⁴⁶ 17（平成29）年10月には、モガディシユ市内で自動車爆弾（VBIED：Vehicle Borne IED）を用いたテロが発生し、500人以上が死亡した。

⁴⁷ 17（平成29）年11月、米軍はソマリア国内でISILを目標とした空爆を実施した。

⁴⁸ サハラ砂漠を遊牧する少数民族で、マリ北部における自治を求め、以前からマリ政府と対立していたとの指摘がある。

を制圧し、同年4月に北部の独立を宣言した。その後、MNLAを排除したアンサール・ディーンや「西アフリカ統一聖戦運動 (MUJAO)」、Mouvement pour l'Unification et le Jihad en Afrique de l'Ouest「イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ (AQIM)」al-Qaida in the Islamic Maghrebなどのイスラム過激派勢力⁴⁹がイスラム法に基づく統治を行い、マリ北部の人道・治安状況が悪化した。

(2) 和平構築の取り組み

これに対し、12 (平成24) 年12月、国連安保理はマリ軍及び治安機関の能力再構築や、マリ当局への支援などを任務とするアフリカ主導国際マリ支援ミッション (AFISMA)⁵⁰の展開を承認した。African-led International Support Mission in Maliフランスによる部隊派遣やAFISMAの展開もあり、マリ暫定政府は北部の主要都市を奪還した。13 (平成25) 年4月、国連安保理は、人口密集地の安定化とマリ全土における国家機能の再構築支援などを任務とする国連マリ多面的統合安定化ミッション (MINUSMA) の設置を決定した。United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali同年7月、AFISMAから権限を移譲されたMINUSMAが活動を開始した。MINUSMAの支援のもと、大統領選挙が平和裏に実施され、同年9月に新政府が成立した⁵¹。

15 (平成27) 年5月から6月にかけて、マリ政府は武装勢力「プラットフォーム」及び「アザワド運動連合 (CMA : Coordination des Mouvements de l'Azawad)」のそれぞれと和平・和解合意に署名した。17 (平成29) 年2月には合意に基づくマリ政府・武装勢力の合同パトロールが開始されたものの、合意の具体化は進捗しておらず、履行の遅れが懸念されている。そこで、同年9月には当該合意の進捗を妨害する個人などに対して、制裁を科す内容の安保理決議が初めて採択された。

また、16 (平成28) 年6月、国連安保理はMINUSMAの約2,500名の増員を決定し、17年 (平成29) 年6月には最大5,000人から構成されるG5サヘル合同部隊⁵²の展開に対して国連安保理の政治的サポートを示す決議を採択した。また、同年12月、国連安保理は、G5サヘル部隊へのMINUSMAを通じた特定の支援の供与を事務総長に要請し、地域諸国によるテロへの対処を支持している。一方で、17 (平成29) 年だけで42人のMINUSMA要員がテロなどにより死亡⁵³するなど、不安定な治安状況は継続しており、更なる和平プロセスの進展が求められている。

49 17 (平成29) 年3月にはこれらの勢力が合併し、「イスラム教及びイスラム教徒の守護者 (JNIM : Jama'at Nusrat al-Islam wal Muslimin)」が誕生した。
50 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS : Economic Community of West African States) 加盟国 (ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、ニジェール、ナイジェリアなど) などから派遣されている。
51 13 (平成25) 年6月、暫定政府とMNLAは、大統領選挙への北部の参加や、北部都市へのマリ軍駐留の容認などで合意した。
52 ブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェールの5か国により構成される。
53 これは、17 (平成29) 年の国連PKOにおけるミッション別の年間死者数として、最多である。